

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第22号

新潟県後期高齢者医療一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する事務取扱要綱（平成20年新潟県後期高齢者医療広域連合告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月27日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸



第3条第1号中「資格証明書を交付されていない」を「特別療養費の支給対象者でない」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

新潟県後期高齢者医療一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する事務取扱要綱一部改正 新旧対照表

新	旧
第1条～第2条 (略) (対象者) 第3条 対象者は、前条の規定により一部負担金の減免等を受けることができる被保険者で、次の第1号の要件かつ第2号又は第3号の要件を満たす被保険者とする。 (1) 一部負担金の減免等の措置を受けようとする被保険者が<u>特別療養費の支給対象者でないこと。</u> (2)～(3) (略) 第4条～第11条 (略)	第1条～第2条 (略) (対象者) 第3条 対象者は、前条の規定により一部負担金の減免等を受けることができる被保険者で、次の第1号の要件かつ第2号又は第3号の要件を満たす被保険者とする。 (1) 一部負担金の減免等の措置を受けようとする被保険者が<u>資格証明書を交付されていないこと。</u> (2)～(3) (略) 第4条～第11条 (略)

附 則

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。